

## 『R5年度税制改正資産税（2） 生前贈与の相続加算期間延長等』

暦年課税でも資産移転の時期に対する中立性を高める観点から、相続開始前の暦年課税贈与における、相続財産に加算する生前贈与の期間が7年へと延長される。延長した4年間に受けた贈与については、過去に受けた贈与の記録や管理の事務負担を軽減するため、計100万円までは加算しない。令和6年1月1以後の贈与から適用。加算期間は令和9年1月以後に順次延長され、7年となるのは令和13年1月以後。

贈与税の非課税措置は、格差の固定化防止等に留意し、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行う。1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税 ○贈与者死亡時の贈与資金の残額に課される相続税について受贈者が23歳未満である場合等でも、課税価格が5億円を超えるときは課税対象となる ○受贈者が30歳に達した場合等に資金管理契約が終了した時に残額に課される贈与税の計算で、受贈者の年齢によらず一般税率を適用する。2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税 受贈者が50歳に達した場合等に資金管理契約が終了した時に残額に課される贈与税の計算で、一般税率を適用する。1) 2) の改正は令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税、贈与税に適用され、1) で3年間、2) で2年間延長される。



## 『過去最多の外国人労働者 コロナ水際対策緩和で増加傾向』

厚生労働省の発表によると、令和4年10月末現在における外国人労働者は約182万人となったことが明らかとなった。外国人の雇用にあたっては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることを義務付けている。届出の対象は、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除くすべての外国人労働者で、今回公表された数値は令和4年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数で、届け出が義務付けられて以降、最多となった。

少子高齢化に伴う我が国の労働力不足により、外国人労働者については、今後も増加することが予想されている。外国人雇用になじまない企業においては、雇用契約に当たっての労働条件を正しく理解してもらえず、労使間トラブルになることも少なくない。すでに外国人労働者を雇用している企業も今後雇用する予定がある企業においても、厚生労働省のホームページで公開されている各種言語の労働条件通知書の雛形を参考にしてみるのもいいだろう。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)